山 監 第 N 3 1 0 4 - 2 3 号 平成 2 7年 (2015年) 3月 2 3日

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、下記のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 白 川 英 夫

山陽小野田市監査委員 小 野 泰

記

1 措置の内容 別紙のとおり 平成26年度定期監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じ た措置

(水道局関係)

[問題点]

- (1) 資産管理について
 - ① 水道用地の占用許可申請に基づく資産管理が不適切である。必要な 規程等を整備し、適切な管理をされたい。
- (2)情報公開について
 - ① 随意契約の発注予定及び契約の締結状況を法令等により情報公開しなければならないものが公表されていない。必要な規程等を整備し、 適切な処理をされたい。
- (3) 滞納整理事務について
 - ① 不納欠損処分に係る事務手続の一部に不適切なものがある。必要な 規程等を整備し、適切な処理をされたい。

[改善措置]

(1) - (1)

今後は、関係法令に基づき、必要な規程等を整備する。

(2) - 2

今後は、関係法令に基づき、会計規程を一部改正し、新規契約案件から公表する。

(3) - (1)

今後は、会計規程を一部改正し、事務手続きとの整合を図る。同時に 債権放棄の条例化を検討する。